

令和4年4月14日

合志楓の森中学校 保護者 様

合志市立合志楓の森中学校
校長 瀧上 佳宏

45分7時間授業の実施について（お知らせ）

清明の候、保護者の皆様方には、平素より本校教育にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、熊本県では公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜の日程が、以前より1週間程度早まったことに伴い、中学校の卒業証書授与式（合志市立中学校は令和5年3月3日を予定）も1週間程度前倒しになります。このため、第3学年については、これまでと同様の教育課程では、学校教育法施行規則第73条に定められた標準時数を確保することが困難な状況です。

つきましては、本校では下記により、45分の授業を7時間実施することで、生徒の学びを保障することとしました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、裏面にQ&Aを作成しておりますので、こちらをご参照ください。また参考までに、昨年度との比較の日課表も配付（別紙）しますので、ご参照ください。

記

1 45分7時間授業の目的

- ① 3年生の標準時数の確保を可能とする。とりわけ入試開始時期までに全教科内容の進度を確保することにより、生徒の学びや進路を保障する。
- ② 3年生は高校入試前の時期に7時間授業を行い、進路対策のための学習時間を十分確保する。
- ③ 45分7時間授業により生み出される余剰時間を、郡市中体連前の部活動や行事や研修、会議等の時間に充てる。また、1、2年生については、冬季を6時間授業とすることで、部活動の時間を確保する。
- ④ 45分7時間授業により生み出された余剰時間により、教育相談等、教師が生徒へ向き合う時間を確保する。

2 45分7時間授業の方法

- 各学年の標準時数を分換算（1015授業数×50分＝50,750分）し、45授業を7時間実施することによって、1128授業数×45分＝50,760分以上の授業時間を確保する。
- 原則、週当たり4日、7時間授業を行う。ただし、時数に余裕のある1・2学年については、日の短い冬季は6時間授業とする。
- 郡市中体連前の期間や行事や研修、会議等で必要と認められる場合は、適宜6時間又は5時間授業とする。

【お問合せ】

合志市立合志楓の森中学校
Tel：096-245-7738
教頭：高橋 教務主任：井上

(参考資料)

45分7時間授業に係るQ&A

Q：7時間授業にすると帰りが遅くなるのではないか？

A：計算上は1日あたり15分（45分×7時間 - 50分×6時間）、授業時間が長くなりますが、朝の会の短縮や帰りの会の中止（連絡等は給食時、学級づくり等の時間は別途計画）等を工夫することにより、放課の時間は前年度とほぼ同じになります。（別紙の日課表を参照）

Q：45分の授業では学習が深まらないのではないか？

A：確かに教科によっては、前時の復習の時間や本時の習熟（練習問題）等の時間が不足する可能性があり、50分で授業をする場合より、授業内容を精選する必要があります。その点については、昨年度から導入したタブレット等、ICTを効果的に活用することで効率的な授業を実施して参ります。また、実験を伴う理科や実技教科は、2時間連続で授業を行うことにより、効率的な時間割運用を行います。

Q：定期テストや共通テスト等も45分で実施するのか？

A：定期テストや共通テスト等は、これまで通り50分で行います。その日は、特別日課を組むことにより対応します。

Q：生徒の学力保障にメリット・デメリットはあるか？

A：特に3年生の進路対策を考えると、大きなメリットがあると考えています。まずは、教科の進度を確保することができ、これは大きなアドバンテージになります。また、高校入試前の時期の7時間授業では、進路対策の学習を十分行うことができると考えています。現時点でデメリットは見当たりませんが、課題等が生じた場合には、適宜工夫・改善を図って参ります。

Q：部活動にとって、どのようなメリットがあるのか？

A：部活動にとっても、大きなメリットがあると考えています。他校でも郡市中体連前には、45分授業を実施し、部活動時間を増やしている事例がありますが、本校の場合は、授業を5分短縮した分の時間回復を確実にできる上での実施となります。また、1、2年生については、日の短い冬季を6時間授業にできる時間的余裕があり、50分授業の場合より30分程度早く部活動を開始することができます。

Q：合志楓の森小学校との関連で問題はないか？

A：もとより中学校はノーチャイムであり、45分7時間授業にしても、小学校との関連で大きな問題になることはありません。また、小学校の授業は45分ですので、結果的にはむしろ、教員の相互乗り入れや合同で行う委員会活動等においても、好都合であると考えています。

Q：教職員の「働き方改革」に逆行していないか？

A：教職員の「働き方改革」の目的は、本来、忙しすぎると言われる教員の業務を工夫改善することにより、教育相談の時間等、教師が生徒へ向き合う時間を確保することにあります。教職員の「働き方改革」を具現化する上でも、一つの試みであると考えています。